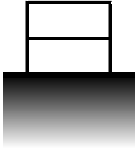
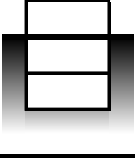
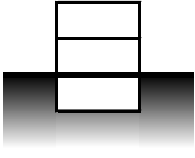
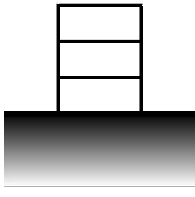


# 中間検査の特定工程の概要

## 共同住宅及び共同住宅を含む複合用途

	階数 3未満	階数3以上		
		地階を含む階数が3		地階を除く階数が3
				
木造	中間 検査 対象外	中間 検査 対象外	中間検査対象外	屋根工事
鉄筋 コンクリート造			2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全)※1	2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(全)※1
鉄骨鉄筋 コンクリート造			①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は中間検査対象外	①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)
鉄骨造			①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は中間検査対象外	①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は、1階の鉄骨等建て方工事(先)
その他の構造			①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は中間検査対象外	①2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事がある場合は当該工程(全) ②①の工程がない場合は、2階の床工事(先)

## その他の用途 ※3

木造	中間 検査 対象外	中間 検査 対象外	中間 検査 対象外	屋根工事
鉄筋 コンクリート造				2階の床及びこれを支持する梁の配筋工事(先)※2
鉄骨鉄筋 コンクリート造				1階の鉄骨等建て方工事(先)
鉄骨造				1階の鉄骨等建て方工事(先)
その他の構造				2階の床工事(先)

※1 当該基礎工事を現場で行わないものは、2階の床版及びこれを支持するはりの取付工事

※2 基礎の配筋工事よりも早期に着手する床版工事がある場合は、当該床版の配筋工事

※3 建基法68条の20認証型式部材等である建築物又は建基法85条の適用を受ける建築物については中間検査の対象外とする。  
(先)…複数工区ある場合は先行工区のみ検査対象 (全)…複数工区に分ける場合であっても、全工区が検査対象